

小金井市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「厚生労働省告示」という。）第2の3に規定する地域生活支援拠点等（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 相談 厚生労働省告示第1の1第3項に規定する親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談その他必要な相談を行う機能をいう。
- (3) 緊急時の受入れ・対応 厚生労働省告示第1の1第3項に規定するショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保を行う機能をいう。
- (4) 体験の機会・場 厚生労働省告示第1の1第3項に規定するグループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供を行う機能をいう。
- (5) 専門的人材の確保・養成 厚生労働省告示第1の1第3項に規定する人材の確保・養成・連携等による専門性の確保を行う機能をいう。
- (6) 地域の体制づくり 厚生労働省告示第1の1第3項に規定するサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能をいう。

(実施主体)

第3条 地域生活支援拠点等の整備の実施主体は、小金井市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等の整備方法及び機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、面的な体制（厚生労働省告示第1の2第3項に規定する「面的な体制」をいう。）により整備するものとする。

- 2 地域生活支援拠点等は、障害者等の高齢化・重度化及び「親亡き後」を見据え、障害者等及びその家族の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を担う。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業者の登録等)

第5条 地域生活支援拠点等の機能を担おうとする事業者は、次項後段各号に規定する事業者と証する書面を添えて、小金井市地域生活支援拠点等事業者登録申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、小金井市地域生活支援拠点等事業者登録承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、前段の規定による登録は、次の各号のいずれかに該当する事業者でなければならない。

- (1) 東京都から法第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業者
- (2) 東京都から法第38条第1項の規定により指定障害者支援施設の指定を受けた施設の設置者
- (3) 東京都から法第51条の19第1項の規定により指定一般相談支援事業者の指定を受けた事業者
- (4) 市から法第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者の指定を受けた事業者
- (5) 市から児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を受けた事業者

3 前項前段の規定による登録の有効期限は、当該申請に係る事業における法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項及び第51条の20第1項並びに児童福祉法第24条の28第1項の規定により指定された事業者の有効期限とする。

4 市長は、第1項の規定による申請について、その内容を審査し、相当と認めないときは、小金井市地域生活支援拠点等事業者登録不承認通知書(様式第3号)により通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定により登録された事業者(以下「登録事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 当該登録に係る事業を廃止したとき。
- (2) 登録事業者から辞退の申し出があったとき。

(3) 不正の手段により登録を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(変更等)

第6条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに小金井市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定)

第7条 指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）及び基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。）に要する費用の額の算定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定めるところによる。

2 法第51条の14第3項の規定に基づき、指定地域相談支援（同条第1項に規定する指定地域相談支援をいう。）に要する費用の額の算定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）に定めるところによる。

3 法第51条の17第2項の規定に基づき、指定計画相談支援（同項に規定する指定計画相談支援をいう。）に要する費用の額の算定については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）に定めるところによる。

4 児童福祉法第24条の26第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援（同項に規定する指定障害児相談支援をいう。）に要する費用の額の算定については、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）に定めるところによる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。